

独立行政法人 水資源機構

理事長 金尾 健司 様

要 望 書

行 田 市

行田市を南北に縦断する武蔵水路につきましては、昭和43年に水資源開発公団により管理が開始されて以来、利根川の水を、日々、供給し続けており、平成27年度に完了した武蔵水路改築事業や、令和5年度完了の利根導水大規模地震対策事業により、安定した水の供給が図られております。

令和6年6月には、管理開始以来、利根大堰からの取水量が1,000億 m^3 に到達されたとのことでございます。このような節目の年におきまして、本市といたしましては、水路建設以来の原点に立ち返り、市民にとって、この水路がどのような存在なのかを考え、市民が安全に安心して暮らせる生活環境を保持するため、下記事項について特段のご配慮を賜りますよう要望するものです。

1 一般県道上中森鴻巣線の八反田新橋交差点は、武蔵水路を横断するクランクの形状となっており、交通事故が多発しております。

つきましては、交通事故防止の観点から武蔵水路の一部に蓋掛けをし、クランク形状の解消のための工事費用の負担を要望するものです。

2 行田公共下水道で計画している幹線下水道について、武蔵水路を伏越しする計画であるため、工事費が膨大となることから幹線下水道の設置に伴う工事費用の負担を要望するものです。

3 武蔵水路は人工の河川ではありますが、沿川には桜の木が植樹され、水辺景観を豊かにしております。

しかしながら、近年、特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害が多発しており、毎年実施している桜の維持管理費に加え、薬剤散布や伐採などの経費が増加しております。

つきましては、水辺景観を今後も持続可能なものとするため、桜の木の維持管理に関して特段のご協力を要望するものです。

4 武蔵水路は、利根大堰から取水し、この水路を通じて、都市用水や農業用水として通水しており、また、荒川水系の水質改善に寄与するなど多目的な水路である一方で、その目的の大半は、水路が存する地域以外に寄与するものであります。

武蔵水路は、地方税法の規定により、固定資産税は非課税であり、また、国有資産所在市町村交付金の対象でもないことか

ら、地元市への社会的、経済的な還元として、それに代わる財政的な支援を要望するものです。

令和6年7月19日

行田市長 行 田 邦 子